

第 6 次総量規制基準に係る C 値の設定状況について

業種等の区分数

環境省では、215 の業種が定められ、その 215 業種について、基準の適用対象となった時期等によりさらに区分し、C 値の範囲を告示している。

大阪府では、特定業種について排水量ランクで区分を分けるなど、府域における排出実態を考慮して、さらに細分化を行い、C 値を告示している。

6 次総量規制基準における業種等の区分数

	C O D	窒素含有量	りん含有量
中央環境審議会（答申）	261	268	234
環境省告示	261	268	234
大阪府環境審議会（答申）	281	280	245
大阪府告示	281	280	245

C 値の区分の設定状況

環境省告示で示された C 値の範囲と大阪府が定めた C 値との関係は下表のとおりである。

表 大阪府の業種等の区分数

	C O D			窒素含有量		りん含有量	
	C ₀	C _i	C _j	C ₀	C _i	C ₀	C _i
環境省告示で定めた C 値の範囲の下限値に該当する業種等の区分数	247	268	270	239	265	213	241
上記以外	34	13	11	41	15	32	4

環境省告示：総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成 18 年 10 月 13 日）

上記の表で、C O D の C₀ 値が環境省告示の範囲の下限値になっていない業種等の区分の例

パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの

窒素質・りん酸質肥料製造業

石けん・合成洗剤製造業

リネンサプライ業（400 m³未満）

洗濯業（400 m³未満） など

下水道業（標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法により高度に下水を処理するもの）